

# 新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

市独自事業

令和2年6月15日時点

市では、新型コロナウイルス感染症対策における生活の維持・回復や事業者などの事業継続のための支援策として、次の事業を実施します。



## ◆あいさいっ子応援給付金事業

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118

子育て世帯の生活を支援するため市独自に、あいさいっ子応援給付金を支給します。

**対象**：平成14年4月2日から令和2年4月1日までに生まれ、令和2年3月31日(基準日)に市内に住所がある児童の保護者

**申請方法**：国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象の方は、手続きは不要です。ただし、公務員の方および国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象でない方は、申請が必要です。市から送付した申請書を提出してください。

**支給額**：対象児童1人当たり1万円

## ◆新生児子育て応援給付金事業

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118

特別定額給付金の基準日の翌日(令和2年4月28日)以降に出生した子どもを育てる保護者に対して、応援給付金を支給します。

**対象**：令和2年4月28日から令和2年12月31日までに生まれた新生児の保護者  
ただし、令和2年4月28日から出生日まで継続して市内に母親の住所があること

**申請方法**：申請が必要です。出生届時に申請をご案内します。

すでに出生届を出された方には、申請書を送付しますので提出してください。

**支給額**：新生児1人当たり10万円

## ◆民間児童クラブ応援事業

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118

民間児童クラブに対し、応援金を支給します。

**対象**：市内で児童クラブを行う民間事業者

**申請方法**：申請が必要です。

**支給額**：新型コロナウイルス感染症の影響で利用者減となった利用料相当分(4・5月分)1人当たり月額6,000円

## ◆子育て支援事業者応援事業

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118

感染症予防対策で負担が増加している保育所などの事業者に対して、子育て支援事業者応援金を支給します。

**対象**：令和2年4月1日現在、市内で運営している下記の法人および実施団体

- ①認可保育所、認定こども園、幼稚園の事業者
- ②児童クラブの事業者

**申請方法**：申請が必要です。

**支給額**：1法人および実施団体当たり10万円

## ◆福祉サービス事業者等応援事業

☎ 高齢福祉課 ☎(55)7116

☎ 社会福祉課 ☎(55)7115

感染症予防対策で負担が増加している運営法人などに対して『支援金』、事業休止・縮小をしている介護予防・生活支援サービス実施団体に対し、事業再開に向けた『準備金』を交付します。

**対象**：市内に事業所を有し、福祉サービスなどを実施している事業者など

【支援金】令和2年4月1日現在で、市内において事業所を運営している法人

【準備金】市内を事業主体の区域とし、令和2年4月中に愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金の交付決定を受けている団体

**申請方法**：申請が必要です。

**交付額**：【支援金】1法人当たり10万円もしくは20万円(一定要件あり)

【準備金】1団体当たり一律2万円